



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

北海道保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴道におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- 対象 札幌市、小樽市、石狩市、江別市、岩見沢市、北広島市、恵庭市、千歳市内の医療機関
- 調査受付窓口 北海道医師会館内
北海道地域事務局
Tel 011-206-7360 / Fax 011-206-7361

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

宮城県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| ○対象 | 宮城県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 東北大学病院内
宮城地域事務局
Tel 022-274-1871 / Fax 022-274-1872 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

茨城県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況や運営方法などについては、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 茨城県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 筑波大学付属病院病理部内
茨城地域事務局
Tel 029-852-5566 / Fax 029-852-5566 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

東京都福祉保健局長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴都におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| ○対象 | 東京都内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 東京地域事務局 |
| | Tel 03-3434-3670 / Fax 03-3434-3671 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

新潟県福祉保健部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| ○対象 | 新潟県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 新潟大学医学部法医学教室内
新潟地域事務局
Tel 025-223-6186 / Fax 025-223-6186 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

愛知県健康福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 愛知県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 愛知県医師会館内
愛知地域事務局
Tel/ Fax 052-251-6711 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴府におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| ○対象 | 大阪府内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 大阪大学医学部法医学教室内
大阪地域事務局
Tel 06-6816-9500 / Fax 06-6816-9501 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

兵庫県健康福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 西区と北区を除く神戸市内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 兵庫県監察医務室気付
兵庫地域事務局
Tel 078-521-6333 / Fax 078-521-6334 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

岡山県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 岡山県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 岡山県医師会館内
岡山地域事務局
Tel 086-272-3250 / Fax 086-272-3255 |

以 上



医政総発0706第1号
平成22年7月6日

福岡県保健医療介護部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について
(周知依頼)

標記事業については、診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果を御遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省の補助事業として、平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会において実施いただいたところです。平成22年度からは、社団法人日本内科学会に加え、日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

つきましては、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴県におかれましては、下記のとおり事業を実施しておりますので、本事業の趣旨等を御理解いただきとともに、別添資料を活用の上、貴管内医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業に御参加いただく際の申請手続関係書類や、事業の実施状況及び運営方法等については、一般社団法人日本医療安全調査機構ホームページ (<http://www.medsafe.jp/>) において掲載しておりますので、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| ○対象 | 福岡県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 福岡県医師会館内
福岡地域事務局
Tel 092-431-4588 / Fax 092-431-4606 |

以 上